

大学ポートレート公表項目の新規追加について（案）

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月10日成立）及び「学校教育法等の一部を改正する法律」（令和元年5月17日成立）に関連する以下の情報について、大学ポートレートの公表項目に新たに追加し、法律の施行後、大学ポートレートウェブサイトに掲載することとしたい。

1. 新たに追加する公表項目案

(1) 高等教育の修学支援新制度の機関要件を満たしているか否か

「大学等における修学の支援に関する法律」により、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対する修学支援として、令和2年度より授業料・入学金減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充が行われることになる（高等教育の修学支援新制度、いわゆる「高等教育無償化」）。当該修学支援の対象となる大学・短期大学等の機関要件についても併せて同法で規定され、設置者（私立は文部科学大臣）により機関要件を満たしていることが確認された大学・短期大学等の学生のみ当該修学支援を受けることができる。

同法第7条第3項に基づき設置者が要件確認結果をインターネット等により公表することとなるが、文部科学省ウェブサイトにおいては大学・短期大学の設置形態によっては要件確認結果を外部リンクにより案内するのみにとどまるため閲覧者が国公立の大学・短期大学の要件確認結果情報を円滑に調べることができず、また各大学・短期大学等の教育情報が同一のウェブサイト内に掲載されないことから、制度利用を希望する受験生等にとって不便であると思われる。大学ポートレートにおいて要件確認結果、すなわち大学・短期大学が高等教育の修学支援新制度の機関要件を満たしているか否かを公表項目として掲載し、またどの大学・短期大学が機関要件を満たしているか検索できるようにすることにより、受験生等に有用な情報を提供する。

(2) 財務諸表等を公表している大学ウェブサイトの URL

現在、大学ポートレートにおいては、大学による公表が法令で義務付けられている情報（具体的には学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況についての情報等）の多くを公表項目に含めているところである。

「学校教育法等の一部を改正する法律」により「私立学校法」が一部改正され、令和2年度より私立大学等を設置する学校法人に財務諸表等の公表が義務付けられることになる。国立大学法人においては既に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」により財務諸表等の公表が義務付けられていること、公立大学法人においても平成29年度以前設立の全ての法人がインターネットにより財務諸表等を公表していることから、大学ポートレートにおいても財務諸表等に関する公表項目を追加する。大学ポートレートのウェブサイト画面上に財務諸表等の全文を掲載することは適当でないため、大学が財務諸表等を公表しているウェブページの URL 情報を収集し、当該ウェブページへのリンク形式で掲載することとする。

2. 大学ポートレートにおける公表方法案

○国公立版

	(1) 高等教育の修学支援新制度の機関要件を満たしているか否か	(2) 財務諸表等を公表している大学ウェブサイトの URL
公表項目名	高等教育の修学支援新制度の対象校か	財務諸表等
公表項目の表示方法	機関要件を満たす場合に「○」を表示 ※「対象校とは、大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等減免実施のための要件を満たしていることについて確認を受けた機関を指す。要件を満たさない機関及び対象校となるための申請をしていない機関は空欄で表示される。」と注記	大学ウェブサイトへのリンクを表示
公表必須項目	○ ※大学院大学は公表不要	○ ※法人化していない公立大学（短期大学）は公表不要
公表項目の表示箇所	学校単位もしくは学部単位のページで表示	学校単位のページで表示
検索項目追加	○	×
検索条件	「高等教育の修学支援新制度の対象校」のチェックボックスを選択	

○私学版

現在検討中。

3. 今後のスケジュール案

○国公立版

令和元年	9月24日	大学ポートレート運営会議にて実施方針決定
	10月～	新規項目追加のためのシステム改修
令和2年	4月1日	法律施行
	夏以降	参加機関による新規項目情報のシステム登録、新規項目の公表

○私学版

現在検討中。

4. 参考法令等

○ (1) に関する法令

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（抄）

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二～三 （略）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六～七 （略）

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一～四 （略）

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

○ (2) に関する法令等

（国立大学法人）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

第二十二条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）（抄）

第十二条 法第二十二條第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 法第二十二条第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一～二 (略)

三 独立行政法人等が作成している貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容

(公立大学法人)

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2～3 (略)

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(私立大学)

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年七月十二日・元文科高第二百二十八号）（抄）

2. 留意事項

④ 財務書類等の公開等

ア 今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と

協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より規定されている財務書類の作成及び事務所への備付けに加えて、閲覧開示書類及び対象者の拡大を行うとともに、文部科学大臣所轄法人については、財務書類等の公表を求めるものであること。

イ 今回の改正内容は、都道府県知事所轄法人に対して財務書類等の公表等を義務付けるものではないが、各学校法人においては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等それぞれの実情に応じ、学内広報やホームページ等を通じた公表を行うなど、積極的な対応が期待されること。